

鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッションの実施に向けた進捗状況について

令和6年6月13日
交通政策課

鳥取砂丘コナン空港の第2期コンセッション（以下「第2期事業」）では、「鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例」に基づき、選定事業者を公募の方法によって選定することを予定しています。

公募によって選定された選定事業者は、現在の運営権者である鳥取空港ビル(株)の全ての株式を取得することによって第2期事業の運営権者（以下「第2期運営権者」）となることから、現在、鳥取空港ビル(株)の株式譲渡に向けた手続きを進めていますので、その進捗状況を報告します。

1 鳥取空港ビル(株)の株式譲渡に向けた手続きの進捗状況

鳥取空港ビル(株)では、令和6年5月29日に開催された取締役会において、令和7年度に優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結が完了し、特別目的会社（SPC）が設立された後、速やかに取締役会において優先交渉権者への株式譲渡を承認する決議を行う予定であることが承認された。

これを受け、県は、令和6年6月10日鳥取空港ビル(株)の各株主との間で鳥取空港ビル(株)株式譲渡予約契約を締結した。

【参考1】鳥取空港ビル(株)の株式譲渡に必要となる手続き

実施契約を締結した第2期運営権者は、次の方法によって、事業開始日までに全ての鳥取空港ビル(株)株式をその株主（以下「鳥取空港ビル(株)株主」）から譲り受ける。

- 鳥取空港ビル(株)株式譲渡予約契約の締結

県は、県以外の全ての鳥取空港ビル(株)株主との間で、鳥取空港ビル(株)株式譲渡予約契約を締結する。これによって、①県以外の全ての鳥取空港ビル(株)株主から、鳥取空港ビル(株)株式の県への譲渡を予約すること及び②第2期運営権者に対して鳥取空港ビル(株)株式の譲渡予約完結権を含む県の地位を譲渡することに係る合意を得る。

また、県は、第2期運営権者によるSPCの設立後から事業開始日までに、鳥取空港ビル(株)株式譲渡予約契約上の地位を第2期運営権者に譲渡する。

- 県が保有する鳥取空港ビル(株)株式に関する株式譲渡契約の締結

県が保有する鳥取空港ビル(株)株式について、県は第2期運営権者との間で、SPC設立後から事業開始日までに、鳥取空港ビル(株)株式譲渡契約を締結する。

- 第2期運営権者による鳥取空港ビル(株)株式の取得

第2期運営権者は、鳥取空港ビル(株)株式譲渡予約契約に基づき、県から譲り受けた予約完結権を行使し、事業開始日までに、県以外の全ての鳥取空港ビル(株)株主が保有する全株式を取得する。また、第2期運営権者は、県と締結する鳥取空港ビル(株)株式譲渡契約に基づき、県が保有する全株式を取得する。

【参考2】鳥取空港ビル(株)の従業員等

株式譲受によることから、鳥取空港ビル(株)の従業員及び鳥取空港ビル(株)が締結している契約等については、特段の事情がない限り承継される。

2 第2期事業開始までのスケジュール（予定）

| 年度 | 主な内容 |
|-------|--|
| 令和6年度 | ● 実施方針の策定・公表（夏期）、特定事業の選定、募集要項等の策定・公表（冬期） |
| 令和7年度 | ● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、特別目的会社（SPC）設立（秋期） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議（2月議会） |
| 令和8年度 | ● 実施契約の締結・公表（春期）、業務引継期間（約1年間） |
| 令和9年度 | ● 第2期事業開始（4月～） |